管 理 規 程

埼玉県公営企業管理規程第五号

埼玉県企業職員就業規程の一部を 改正 す る 規 程 を次 \mathcal{O} ょ う に 定 \otimes る

平成二十八年三月二十九日

埼玉県公営企業管理者 中 野 晃

埼玉県企業職員就業規程の一部を改正する規程

を次 玉県企 \mathcal{O} よう に改正す 業職員就業規 程 (昭 和三十八年埼 玉県 公営 企 業管 理 規 程第二号) \mathcal{O} --- 部

条第三項」 第三条第三項中 を 「第三十九条第四 「ただし書き」 項」 を に改め、 「ただ L 書」 同条に次 に 改 \emptyset の三項を加 同 条第 五. える 項 中 九

- لح 員 う 下この に当該 管理者 員 な の申 \mathcal{O} 期間 1 0 申 と認 告を考慮して当該職員 告 に 項及び次 は、 を経て、 める場合には、 員 つき第一 職員 \mathcal{O} 勤務時 頃に (別 項、 四週間を超えない範囲 に定め 間を割 お 1 第四項、第六項及び第七項に 第二項、第三項、 て る職員及び第六条 同じ。 り \mathcal{O} 勤務時間を割 振ることができる。 こに 9 内で週を単位として V 第五項及び前項 て、 り振ることが公務の \mathcal{O} 規定の 始業及び終業の 規定する勤務 適用を受け \mathcal{O} 規定にかか 別に定める 時 正常な運営を る職 時間となるよ 刻 に 員を 0 わらず、 期 11 間ご て
- 11 10 平 関する条例 前各項に定 前 項 四年 0 規定に 埼 玉 (平成七年埼玉県条例第二号) 80 よる勤 県条例第六号) るほ か 務時間 勤 務 時間 0 による勤 割振 0 割振 ŋ は、職員の申告を考慮し 務 り 時 に 及び 間 0 V \mathcal{O} 割振 職員 ては、 0 り 職員 \mathcal{O} 育児休業等に 例 によ の勤務時 て所属長が る 間、 す 定め る 暇 る。 例

四条第五 項 中 前 兀 [項]を 前 各項」 に 改 8 同 条に 次 \mathcal{O} 項 を 加 える

条例による休憩時 前各 項に 定めるほ 間 \mathcal{O} か 例によ 休憩時 る 間 に 0 1 て は、 職 員 \mathcal{O} 勤 務 時 間 休 暇 等 に 関 す る

に きる 間 第五条ただ を割 \mathcal{O} ŋ 同 と 振る し書 職員 次 そ \mathcal{O} \mathcal{O} 中 週休 二項を加 (別 一設 けるも 日 に定める者に は、 える。 業務 のとし」 \mathcal{O} 実情に 限 る。 \mathcal{O} 下 応 次 頃に じ お 所 第三条第 属 V 長 て が 同 定 九 ľ 項 \otimes $\overline{}$ る \mathcal{O} _ 規 定に を「でき を 加え、 ょ ŋ 勤 「で 務

時 に 務 た て が 規 定 定 だ 定 第 め \emptyset に 員 る。 より た 九 及 書 項 ŧ び \mathcal{O} 勤務時 規定 \mathcal{O} 任期付短時 \mathcal{O} た 規 だ に によ 加 定 L 間 え に を割 再 り て ょ 当 間 設 n 任 勤務 該 用 り け 勤 振る 務 職 短 る 職員に 員 時 時 週 職 間 間 休 \mathcal{O} 員 申 を 勤 日 に 割 務 は、 告 0 9 を考 V 職 n 振 11 育 員 て て る職 児 慮 及 は は当該 び 業務 短 員 任 時 て 期付 の実情 \mathcal{O} 間 職員 週休 勤務 所 属長 短 \mathcal{O} に応じ、 職員等、 時 日 申 が は 間 告を考慮 定め 勤 業務 務職 第三条第 再 員 任 用 短

3 例による週休日の例による。 例による週休日の例による。 前二項に定めるほか、週休日については、職員の勤務時間、休暇等に関する条

第十一条第三項中「前項」を「前二項」に改め、「(平成七年埼玉県条例第二号)」

を削る。

第二十二条中「(平成四年埼玉県条例第六号)」を削る。

附則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。